

議案第1号 函館市・戸井町・恵山町・椴法華村・南茅部町合併協議会
会議運営規程について

函館市・戸井町・恵山町・椴法華村・南茅部町合併協議会
会議運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、函館市・戸井町・恵山町・椴法華村・南茅部町合併協議会規約第9条第6項の規定に基づき、函館市・戸井町・恵山町・椴法華村・南茅部町合併協議会(以下「協議会」という。)の会議の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(基本方針)

第2条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、公開するものとする。

2 会議の運営に際しては、公平かつ公正な協議の推進に努めるものとする。

(会長等の責務)

第3条 協議会の会長(以下「議長」という。)は、副会長と連携しながら、迅速かつ能率的に会議を運営することに努めなければならない。

2 協議会の委員(以下「委員」という。)は、会議に積極的に参画するとともに、円滑な議事運営に協力しなければならない。

(会議の開閉等)

第4条 会議の開会および閉会は、議長が宣告する。

2 委員は、議長の許可を得た後、発言するものとする。

(表決)

第5条 会議の議事は、全会一致をもって決することを原則とする。ただし、意見が分かれた場合は、出席している副会長および委員の3分の2以上の賛成をもって決する。

2 議長は、表決を採ろうとするときは、挙手を求め、その可否の結果を宣告する。

(傍聴)

第6条 会議は、傍聴することができる。

(傍聴人)

第7条 会議の傍聴人は，一般傍聴人と報道関係者とする。

（傍聴席の区分）

第8条 傍聴席は，一般席および報道関係者席に分ける。

（傍聴の手續）

第9条 会議を傍聴しようとする者は，自己の住所（報道関係者にあつては，会社名），氏名および年齢を別記様式の傍聴人受付簿に記入しなければならない。

（傍聴人数の制限）

第10条 議長は，必要があると認めるときは，傍聴人の数を制限することができる。

（傍聴席に入ることができない者）

第11条 次の各号のいずれかに該当する者は，傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器その他危険な物を持っている者
- (2) 掲示板，プラカード，旗，のぼりの類を持っている者
- (3) 前2号に定める者のほか，会議を妨害し，または人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

（傍聴人の守るべき事項）

第12条 傍聴人は，傍聴席にあるときは，次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議における言論に対して拍手その他の方法により可否を表明しないこと。
- (2) 音を立て，または騒ぎ立てないこと。
- (3) はち巻，たすき，ゼッケン，ヘルメットの類を着用し，または垂れ幕，横断幕の類を掲げる等示威的行為をしないこと。
- (4) 喫煙または飲食をしないこと。
- (5) 前各号に定めるもののほか，会議の秩序を乱し，または会議の妨害となるような行為をしないこと。

（職員の指示）

第13条 傍聴人は，すべて事務局の職員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第14条 傍聴人がこの規程に違反するときは、議長は、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(会議録)

第15条 議長は、次に掲げる事項を記載した会議録を調製するものとする。

(1) 開催の日時および場所

(2) 出席委員の氏名

(3) 会議に付した案件

(4) 議事の内容

(5) 前各号に定めるもののほか、議長が必要と認める事項

2 会議録は、議長および議長が指名する出席委員 1 人が署名する。

(会議録等の公開)

第16条 会議録および会議に提出された文書は、公開とする。

2 会議録の公開は、会議録が確定した日以後に行うものとする。

(委任)

第17条 この規程に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 1 5 年 9 月 3 0 日から施行する。

議案第2号 函館市・戸井町・恵山町・榎法華村・南茅部町合併協議会協議項目
について

合併協議会協議項目一覧

協議番号	協 議 項 目
第 1 号	合併の方式
第 2 号	合併の期日
第 3 号	市の名称
第 4 号	事務所の位置
第 5 号	財産の取扱い
第 6 号	地域審議会
第 7 号	議会の議員の定数および任期
第 8 号	一般職の職員の身分の取扱い
第 9 号	地方税の取扱い
第 10 号	特別職の身分の取扱い
第 11 号	行政組織機構の取扱い
第 12 号	条例,規則等の取扱い
第 13 号	町字名の取扱い
第 14 号	慣行の取扱い
第 15 号	一部事務組合等の取扱い
第 16 号	公共的団体等の取扱い
第 17 号	使用料・手数料等の取扱い
第 18 号	補助金・交付金の取扱い
第 19 号	貸付金の取扱い
第 20 号	広報・広聴事業の取扱い
第 21 号	福祉事業の取扱い
第 22 号	保育事業の取扱い
第 23 号	保健事業の取扱い
第 24 号	病院事業の取扱い
第 25 号	国民健康保険事業の取扱い
第 26 号	介護保険事業の取扱い
第 27 号	環境衛生事業の取扱い
第 28 号	農林水産関係事業の取扱い
第 29 号	商工観光関係事業の取扱い
第 30 号	建設関係事業の取扱い
第 31 号	水道事業の取扱い
第 32 号	消防関係事業の取扱い
第 33 号	防災事業の取扱い
第 34 号	教育・文化・スポーツ事業の取扱い
第 35 号	市町村建設計画

議案第3号 平成15年度函館市・戸井町・恵山町・椴法華村・南茅部町合併協議会スケジュールについて

平成15年度 函館市・戸井町・恵山町・椴法華村・南茅部町合併協議会スケジュール

開催時期 項目	第1回 H15年9月	第2回 10月	第3回 11月	第4回 12月	第5回 H16年1月	第6回 2月	第7回 3月
1 合併建設計画の作成	<p>策定方針 策定スケジュール</p> <p>将来構想提案</p>	<p>将来構想素案協議</p> <p>基本計画素案提案・協議</p> <p>財政シミュレーション提示</p>		<p>アンケート結果</p> <p>将来構想素案決定</p> <p>基本計画素案決定</p> <p>財政計画素案提示</p>	<p>素案の作成</p>	<p>原案の作成</p> <p>北海道との事前協議</p> <p>北海道との正式協議</p>	<p>建設計画完成</p>
2 合併協定項目の協議決定		<p>第1次提案・協議 10項目程度</p>	<p>第1次分協議・決定</p> <p>第2次提案・協議 10項目程度</p>	<p>第2次分協議・決定</p> <p>第3次提案・協議 10項目程度</p>	<p>第3次分協議・決定</p> <p>第4次提案・協議 5項目程度</p>	<p>第4次分協議・決定</p> <p>全体のまとめ・ 合併の是非協議</p>	
3 その他の協議	<p>合併協議会規約・ 各種規程等 合併協議会予算</p>					<p>合併協定書案の作成</p>	<p>合併協定書完成</p>
4 広報・ 広聴	<p>協議会ホームページ 開設</p> <p>これまでの経過 合併協議会概要 等</p>	<p>更新 ・第1回協議会内容</p> <p>協議会だより1号 ・これまでの経過 ・合併協議会概要 ・第1回協議会概要</p> <p>建設計画等ウェブサイト 版作成・配布</p>	<p>更新 ・第2回協議会内容</p> <p>協議会だより2号 ・第2回協議会概要</p> <p>アンケート調査</p>	<p>更新 ・第3回協議会内容 ・アンケート結果</p> <p>協議会だより3号 ・第3回協議会概要 ・アンケート結果</p>	<p>更新 ・第4回協議会内容</p> <p>協議会だより4号 ・第4回協議会概要</p>	<p>更新 ・第5回協議会内容</p> <p>協議会だより5号 ・第5回協議会概要</p>	<p>更新 ・第6回協議会内容</p> <p>協議会だより6号 ・第6回協議会概要</p>

議案第4号 平成15年度函館市・戸井町・恵山町・椴法華村・南茅部町合併協議会
 予算について

平成15年度函館市・戸井町・恵山町・椴法華村・南茅部町合併協議会予算

平成15年度函館市・戸井町・恵山町・椴法華村・南茅部町合併協議会の予算は、
 次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ43,506千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」
 による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 分担金及び負担金		33,500
	1 負担金	33,500
2 道支出金		10,000
	1 道補助金	10,000
3 諸収入		6
	1 預金利子	1
	2 雑入	5
歳 入	合 計	43,506

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 運営費		8,864
	1 運営費	8,864
2 事業費		34,542
	1 事業推進費	34,542
3 予備費		100
	1 予備費	100
歳 出	合 計	43,506

歳入歳出予算事項別明細書

1 歳 入

(単位：千円)

科 目	予 算 額	節		説 明
		区 分	金 額	
1 分担金及び負担金	33,500			
1 負担金	33,500			
1 負担金	33,500	市町村負担金	33,500	函館市 12,592 戸井町 5,218 恵山町 5,236 椴法華村 5,172 南茅部町 5,282
2 道支出金	10,000			
1 道補助金	10,000			
1 道補助金	10,000	道補助金	10,000	地域政策補助金 10,000
3 諸収入	6			
1 預金利子	1			
1 預金利子	1	預金利子	1	
2 雑入	5			
1 雑入	5	雇用保険料被 保険者負担金	5	
歳 入 合 計	43,506			

2 歳 出

(単位：千円)

科 目	予 算 額	節		説 明
		区 分	金 額	
1 運営費	8,864			
1 運営費	8,864			
1 会議費	5,366	1報酬	1,798	委員等報酬 1,798
		11需用費	420	会議資料用紙等 199 会議用飲物 221
		13委託料	2,119	会議録作成 2,119
		14使用料及び 賃借料	1,029	会議用会場使用料 1,029
2 事務局費	3,498	4共済費	103	臨時職員分 103
		7賃金	802	臨時職員1名 802
		9旅費	698	普通旅費, 近郊旅費 698
		11需用費	267	事務所電気料等 109 事務用図書等 158
		12役務費	178	郵便, 電話料等 136 振込手数料 42
		14使用料及び 賃借料	1,450	コピー使用料 648 パソコン賃借料 802
2 事業費	34,542			
1 事業推進費	34,542			
1 事業推進費	34,542	9旅費	805	普通旅費 805
		11需用費	247	事務用消耗品等 247
		12役務費	900	住民アンケート郵便料 900
		13委託料	31,861	広報広聴業務 19,786 (住民アンケート, ホームページ開設運用, 協議会だより・ 広報資料発行) その他調査等業務 12,075 (電算システム調査, 例規整備支援業務)
		14使用料及び 賃借料	729	コピー使用料 540 パソコン賃借料 189
3 予備費	100			
1 予備費	100			
1 予備費	100			
歳 出 合 計	43,506			